

新発田民主商工会  
新発田市豊町2-3-3  
TEL 0254-22-4390  
FAX 22-4705  
2017. 2. 27  
NO 2046

## 「あつたか民商」の声かけを大勢の仲間!

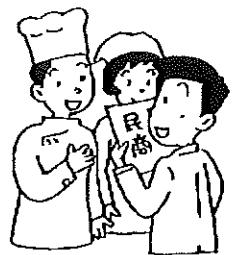
今年の確定申告（2月16日～3月15日）も中盤となり、さまざまな相談が地域から民商に寄せられています。

民商会員から紹介されたある建築設計士は、「年々売上高が伸びてきているので、しつかりした『帳簿のつけ方と申告の仕方』を勉強したい」と電話で民商に問い合わせ、後日来所し入会しました。

また、昨年途中で「労働の形態」が雇用から業務委託に変更させられた女性が、「税理士事務所等で『確定申告』の話を聞いたけれど良く分からぬ。同業の友達も民商で勉強しているので相談にのつて欲しい」と入会しました。

さらに、ある建設業者は、「一人で仕事をしているが、元請から『労災保険に加入しろ』と言われた。どうしたら良いのか分からぬので話を聞かせて欲しい」と電話。後日事務所を訪ねて来る予定です。

地域には、「マイナンバー」「申告や記帳・決算の仕方」「滞納問題」「労働保険・社会保険」など色々な相談事や悩みを抱え、相談する場所を求めている人たちがいます。ぜひ、みんなの仲間の業者に「一人でも多くの業者に「あつたか民商」の声を届けましょう！」



## 今年の「集団申告・統一行動日」

日時 3月10日(金) 午前9時10分開会

会場 新発田市生涯学習センター 講堂

※プリカード等の準備・当日の説明は、

3月5日(日)午前10時～

民商事務所で行いますので、

支部の代表者はお集まりください。

## 今週の商工新聞…♪♪♪もおすすめ

- ◆二面…「通則法」改正案…狙われる税務調査の強権化
- ◆二面…仲間と一緒にパソコン記帳 広島・三原民商
- ◆二面…ワンポイントアドバイス「住民税と添付書類」

## 労働保険事務組合からのお知らせ

### ◆雇用保険の対象者の年齢引き上げ

1月1日より、65歳以上の従業員（高年齢被保険者）も雇用保険の加入者となりました。ただし、65歳以上の方の雇用保険料の徴収は、平成31年度まで免除となります。

「高年齢被保険者」が離職した場合の給付金（年金と併給できます）は、基本手当額の50日分（被保険者の期間が1年未満の場合は30日分）が一時金として支給されます。

現在65才以上の従業員（週20時間以上の所定労働時間・31日以上の雇用見込）を雇用している事業所は、至急（遅くとも3月15日までに）民商事務所にて連絡をお願いします。

該当者（65歳以上の従業員）の氏名・生年月日・出勤簿・雇用保険番号（または前職の勤め先名）等をお知らせください。

◇とき 3月17日(金)夜7時～

◇会場 新発田民商事務所2階

### 「納税の猶予」「換価の猶予」学習・相談会

「一度に税金を納付できない」「滞納があるそんな方はぜひ」相談ください…

今後の日程

3月5日…「集団申告」準備会 午前10時

3月10日…「集団申告・統一行動」午前9時10分

3月17日…「納税の猶予」「換価の猶予」の

学習・相談会

3月22日…弁護士による無料法律相談（要予約）

4月4日…「建設業許可」変更届 相談会